

諮問庁：防衛大臣

諮問日：令和6年4月18日（令和6年（行情）諮問第490号及び同第491号）及び同年6月13日（同第706号）

答申日：令和7年7月25日（令和7年度（行情）答申第229号ないし同第231号）

事件名：基礎情報隊が作成した情報資料のうち特定の開示決定等で特定された後につづられた文書及び当該記事一覧の一部開示決定に関する件
基礎情報隊が作成した情報資料のうち特定の開示決定等で特定された後につづられた文書及び当該記事一覧の一部開示決定に関する件
基礎情報隊が作成した情報資料及び当該記事一覧の一部開示決定に関する件

答 申 書

第1 審査会の結論

別紙の1に掲げる3文書（以下、順に「本件請求文書1」ないし「本件請求文書3」といい、併せて「本件請求文書」という。）の各開示請求に対し、別紙の2に掲げる48文書（以下、順に本件請求文書1に係る「文書1」ないし「文書21」を「本件対象文書1」、本件請求文書2に係る「文書22」ないし「文書42」を「本件対象文書2」、本件請求文書3に係る「文書43」ないし「文書48」を「本件対象文書3」といい、第4及び第5において、併せて「本件対象文書」という。）を特定し、その一部を不開示とした各決定は、いずれも妥当である。

第2 審査請求人の主張の要旨

1 審査請求の趣旨

行政機関の保有する情報の公開に関する法律（以下「法」という。）3条の規定に基づく各開示請求に対し、令和5年12月8日付け防官文第24965号、令和6年1月10日付け同第193号及び同年3月19日付け同第6391号により防衛大臣（以下「処分庁」又は「諮問庁」という。）が行った各一部開示決定（以下、順に「原処分1」ないし「原処分3」といい、併せて「原処分」という。）について、その取消し等を求める。

2 審査請求の理由

審査請求人の主張する審査請求の理由は、各審査請求書によると、おおむね以下のとおりである。

（1）諮問第490号（原処分1関係）

ア 文書の特定が不十分である。

- (ア) 国の解釈によると、「行政文書」とは、「開示請求時点において、『当該行政機関が保有しているもの』」（「準備書面（１）」（平成２４年１１月２２日）８頁）【別紙１（略）】である。
- (イ) 国が法の統一的な運用を確保するために作成した指針である「情報公開事務処理の手引」（平成３０年１０月 総務省行政管理局情報公開・個人情報保護推進室）は、「スキャナで読み取ってできた電磁的記録を交付する方法と既に保有している電磁的記録をそのまま交付する方法とがあることから、開示請求の手続の中で開示請求者にその旨教示し、対象となる行政文書をあらかじめ請求者に特定させる必要がある」（２０頁（未添付））と定めている。
- (ウ) (ア) 及び (イ) の理由から、開示決定においては特定された電磁的記録を開示請求者に予め特定させるためには、処分庁は開示決定時において開示請求者にそれを特定・明示する必要がある。
- (エ) 本件開示決定では具体的な電磁的記録形式が特定されず、また開示請求の手続の中で開示請求者にその旨教示されていないのは、国の指針に反するものであるから、改めてその特定及び教示が行われるべきである。
- イ 変更履歴情報及びプロパティ情報等の特定を求める。
- 本件開示決定通知からは不明であるので、変更履歴情報（別紙２（略）で説明されているもの）及びプロパティ情報（別紙３（略）で説明されているもの）が特定されていなければ、改めてその特定を求めるものである。
- ウ 特定されたＰＤＦファイルが本件対象文書（第２においては、各原処分の対象である文書を指す。）の全ての内容を複写しているか確認を求める。
- 平成２２年度（行情）答申第５３８号で明らかになったように、電子ファイルを紙に出力する際に、当該ファイル形式では保存されている情報が印刷されない場合が起こり得る。
- これと同様に当該ファイル形式を他のファイル形式に変換する場合にも、変換先のファイル形式に情報が移行しない場合が設定等により技術的に起こり得るのである。
- 本件対象文書が当初のファイル形式を変換して複写の交付が行われている場合、本件対象文書の内容が、交付された複写には欠落している可能性がある。そのため、特定されたＰＤＦファイルが本件対象文書の全ての内容を複写しているか確認を求めるものである。
- エ 「本件対象文書の内容と関わりのない情報」（平成２４年４月４日付け防官文第４６３９号）についても特定を求める。

平成２４年４月４日付け防官文第４６３９号で示すような「本件対

象文書の内容と関わりのない情報」との処分庁の勝手な判断は、法に反するので、本件対象文書に当該情報が存在するなら、改めてその特定と開示・不開示の判断を改めて求めるものである。

オ 一部に対する不開示決定の取消し。

記録された内容を精査し、支障が生じない部分については開示すべきである。

カ 不開示処分の対象部分の特定を求める。

「一部」という表現では、具体的な箇所を知ることができない。これでは総務省情報公開・個人情報保護審査会の審議において意見を申し立てるに当たって具体的な箇所の特定に支障が生じるものである。

またこのような表現では、交付された複写に本来不開示とされていない箇所に誤って被膜が施されても審査請求人は確認することができない。

更に「情報公開事務処理の手引」（平成30年10月 総務省行政管理局情報公開・個人情報保護推進室）が、「部分開示（部分不開示）の範囲（量）が明確になるように開示を実施する必要がある」

（24頁（未添付））と定めており、「部分開示（部分不開示）の範囲（量）が明確」になっているかを確認する上でも不開示箇所の具体的な特定が求められる。

キ 紙媒体についても特定を求める。

「行政文書」に関する国の解釈に従い、紙媒体が特定されなかったものについては、その特定を求めるものである。

ク 複写媒体としてDVD-Rの選択肢の明示を求める。

開示決定通知書に明示されていないので、法に従い、複写媒体としてDVD-Rが選択できるよう改めて決定を求める。

（2）諮問第491号（原処分2関係）

上記（1）アないしクと同じ

（3）諮問第706号（原処分3関係）

ア 本件対象文書の電磁的記録の特定を求める。

令和5年度（行情）答申第654号に従い、本件対象文書の電磁的記録の特定を求める。

イ 上記（1）イと同じ（ただし、「別紙2（略）」を「別紙1（略）」に、「別紙3（略）」を「別紙2（略）」にそれぞれ改める。）

ウ 上記（1）ウと同じ

エ 上記（1）エと同じ

オ 上記（1）オと同じ

カ 上記（1）カと同じ

キ 上記（１）キと同じ

ク 他に文書がないか確認を求める。

審査請求人には確認するすべがないので、他に文書がないか念のため確認を求める。

ケ 上記（１）クと同じ

第３ 諮問庁の説明の要旨

１ 諮問第４９０号（原処分１関係）

（１）経緯

原処分１に関する開示請求（以下「本件開示請求１」という。）は、本件請求文書１の開示を求めるものであり、これに該当する行政文書として本件対象文書１を特定し、令和５年１２月８日付け防官文第２４９６５号により、法５条３号に該当する部分を不開示とするとともに「当該記事一覧」に該当する行政文書を不開示とする一部開示決定処分（原処分１）を行った。

諮問第４９０号の前提となる審査請求は、原処分１に対して提起されたものである。

（２）本件対象文書１について

ア 文書１ないし文書２０については、陸上自衛隊基礎情報隊（以下「基礎情報隊」という。）の各科担当者が新聞、インターネット等様々な媒体から収集した情報を基に電磁的記録により作成したものである。当該文書の保管は、システム内にフォルダを作成し、その中に格納することにより行っている。

イ 文書２１については、文書２０とは異なるシステムに保管（登録）されているデータ資料である。

（３）「当該記事一覧」について

本件対象文書１は、上記（２）のとおりシステム内に保管しており、当該文書は利用者の目的に応じて資料名、トピック、地域、キーワード等を適宜選択し検索できる環境にあり、一覧性を持った資料を作成する必要はないことから、当該記事一覧については作成していない。

（４）法５条該当性について

原処分１において不開示とした部分及び不開示とした理由は、次のとおりであり、法５条３号に該当する部分を不開示とした。

ア 文書１ないし文書１９の文書中、情報資料作成者の氏名及び階級等については、これを公にすることにより、自衛隊の情報業務に携わる隊員が特定され、情報を得ようとする者から当該隊員に対する不当な働きかけが直接行われるおそれがあるなど、じ後の防衛省・自衛隊の任務の効果的な遂行に支障を及ぼし、ひいては我が国の安全を害するおそれがあることから、法５条３号に該当するため不開示とした。

イ 文書2の3枚目ないし7枚目のそれぞれ一部並びに文書20及び文書21については、これを公にすることにより、防衛省・自衛隊の情報関心及び情報の収集、分析能力が推察され、自衛隊の任務の効果的な遂行に支障を及ぼし、ひいては我が国の安全を害するおそれがあることから、法5条3号に該当するため不開示とした。

(5) 審査請求人の主張について

ア 審査請求人は、「文書の特定が不十分である」として、電磁的記録形式の特定及び明示を行うよう求めるが、法その他の関係法令において、そのようなことを義務付ける趣旨の規定はないことから、当該電磁的記録の記録形式を特定し教示することはしていない。

イ 審査請求人は、「変更履歴情報及びプロパティ情報等の特定を求める」とともに、「「本件対象文書の内容と関わりのない情報」（平成24年4月4日付け防官文第4639号）についても特定を求める」として、変更履歴情報及びプロパティ情報等についても特定し、開示・不開示を判断するよう求めるが、それらは、いずれも防衛省において業務上必要なものとして利用又は保存されている状態になく、法2条2項の行政文書に該当しないため、本件開示請求1に対して特定し、開示・不開示の判断を行う必要はない。

ウ 審査請求人は、「特定されたPDFファイルが文書1ないし文書19の全ての内容を複写しているか確認を求める」としているが、担当部署において文書1ないし文書19と開示を実施した文書の内容を改めて確認したところ、欠落している情報はなく、開示の実施は適正に行われていることを確認した。

エ 審査請求人は、「一部に対する不開示決定の取消し」として、支障が生じない部分について開示を求めるが、原処分1においては、本件対象文書1の法5条該当性を十分に検討した結果、上記(4)のとおり、本件対象文書1の一部が同条3号に該当することから当該部分を不開示としたものであり、その他の部分については開示している。

オ 審査請求人は、「不開示処分の対象部分の特定を求める」として、不開示箇所の具体的な特定を求めるが、原処分1において不開示とした部分は開示決定通知書により具体的に特定されており、当該通知書の記載に不備はない。

カ 審査請求人は、「紙媒体についても特定を求める」としているが、本件対象文書1は電磁的記録で管理されている行政文書であり、紙媒体を保有していない。

キ 審査請求人は、「複写媒体としてDVD-Rの選択肢の明示を求める」としているが、当該主張は開示の実施の方法に係る不服であって、法19条1項に基づいて、諮問すべき事項にあたらない。

ク 以上のことから、審査請求人の主張にはいずれも理由がなく、原処分1を維持することが妥当である。

2 諮問第491号（原処分2関係）

（1）経緯

原処分2に関する開示請求（以下「本件開示請求2」という。）は、本件請求文書2の開示を求めるものであり、これに該当する行政文書として本件対象文書2を特定し、令和6年1月10日付け防官文第193号により、法5条3号に該当する部分を不開示とするとともに「当該記事一覧」に該当する行政文書を不開示とする一部開示決定処分（原処分2）を行った。

諮問第491号の前提となる審査請求は、原処分2に対して提起されたものである。

（2）本件対象文書2について

ア 上記1（2）アと同じ（ただし、「文書1ないし文書20」を「文書22ないし文書41」に改める。）

イ 上記1（2）イと同じ（ただし、「文書21」を「文書42」に、「文書20」を「文書41」にそれぞれ改める。）

（3）「当該記事一覧」について

上記1（3）と同じ（ただし、「本件対象文書1」を「本件対象文書2」に改める。）

（4）法5条該当性について

原処分2において不開示とした部分及び不開示とした理由は、次のとおりであり、法5条3号に該当する部分を不開示とした。

ア 上記1（4）アと同じ（ただし、「文書1ないし文書19」を「文書22ないし文書40」に改める。）

イ 上記1（4）イと同じ（ただし、「文書2の3枚目ないし7枚目のそれぞれ一部並びに文書20及び文書21」を「文書41及び文書42」に改める。）

（5）審査請求人の主張について

ア 上記1（5）アと同じ

イ 上記1（5）イと同じ（ただし、「本件開示請求1」を「本件開示請求2」に改める。）

ウ 上記1（5）ウと同じ（ただし、「文書1ないし文書19」を「文書22ないし文書40」に改める。）

エ 上記1（5）エと同じ（ただし、「原処分1」を「原処分2」に、「本件対象文書1」を「本件対象文書2」にそれぞれ改める。）

オ 上記1（5）オと同じ（ただし、「原処分1」を「原処分2」に改める。）

カ 上記１（５）カと同じ（ただし、「本件対象文書１」を「本件対象文書２」に改める。）

キ 上記１（５）キと同じ

ク 以上のことから、審査請求人の主張にはいずれも理由がなく、原処分２を維持することが妥当である。

３ 諮問第７０６号（原処分３関係）

（１）経緯

原処分３に関する開示請求（以下「本件開示請求３」という。）は、本件請求文書３の開示を求めるものであり、これに該当する行政文書として本件対象文書３を特定し、令和６年３月１９日付け防官文第６３９１号により、法５条３号に該当する部分を不開示とするとともに「当該記事一覧」に該当する行政文書を不開示とする一部開示決定処分（原処分３）を行った。

諮問第７０６号の前提となる審査請求は、原処分３に対して提起されたものである。

（２）本件対象文書３について

ア 上記１（２）アと同じ（ただし、「文書１ないし文書２０」を「文書４３ないし文書４７」に改める。）

イ 上記１（２）イと同じ（ただし、「文書２１」を「文書４８」に、「文書２０」を「文書４７」にそれぞれ改める。）

（３）「当該記事一覧」について

上記１（３）と同じ（ただし、「本件対象文書１」を「本件対象文書３」に改める。）

（４）法５条該当性について

原処分３において不開示とした部分及び不開示とした理由は、次のとおりであり、法５条３号に該当する部分を不開示とした。

ア 上記１（４）アと同じ（ただし、「文書１ないし文書１９」を「文書４３ないし文書４６」に改める。）

イ 上記１（４）イと同じ（ただし、「文書２の３枚目ないし７枚目のそれぞれ一部並びに文書２０及び文書２１」を「文書４７及び文書４８」に改める。）

（５）審査請求人の主張について

ア 審査請求人は、「本件対象文書の電磁的記録の特定を求める」としているが、本件対象文書３は電磁的記録を特定している。

イ 上記１（５）イと同じ（ただし、「本件開示請求１」を「本件開示請求３」に改める。）

ウ 審査請求人は、「特定されたＰＤＦファイルが文書４３ないし文書４６の全ての内容を複写しているか確認を求める」としているが、文

書４３ないし文書４６と開示を実施した文書の内容を改めて確認したところ、欠落している情報はなく、開示の実施は適正に行われていることを確認した。

エ 上記１（５）エと同じ（ただし、「原処分１」を「原処分３」に、「本件対象文書１」を「本件対象文書３」にそれぞれ改める。）

オ 上記１（５）オと同じ（ただし、「原処分１」を「原処分３」に改める。）

カ 上記１（５）カと同じ（ただし、「本件対象文書１」を「本件対象文書３」に改める。）

キ 審査請求人は、「他に文書がないか確認を求める」としているが、本件対象文書３のほかに本件開示請求３に係る行政文書は保有していない。

ク 上記１（５）キと同じ

ケ 以上のことから、審査請求人の主張にはいずれも理由がなく、原処分３を維持することが妥当である。

第４ 調査審議の経過

当審査会は、本件各諮問事件について、以下のとおり、併合し、調査審議を行った。

- ① 令和６年４月１８日 諮問の受理（令和６年（行情）諮問第４９０号及び同第４９１号）
- ② 同日 諮問庁から理由説明書を収受（同上）
- ③ 同年５月１７日 審議（同上）
- ④ 同年６月１３日 諮問の受理（令和６年（行情）諮問第７０６号）
- ⑤ 同日 諮問庁から理由説明書を収受（同上）
- ⑥ 同月２８日 審議（同上）
- ⑦ 令和７年６月２０日 委員の交代に伴う所要の手続の実施並びに本件対象文書の見分及び審議（令和６年（行情）諮問第４９０号、同第４９１号及び同第７０６号）
- ⑧ 同年７月１８日 令和６年（行情）諮問第４９０号、同第４９１号及び同第７０６号の併合並びに審議

第５ 審査会の判断の理由

１ 本件各開示請求について

本件各開示請求は、本件請求文書の開示を求めるものであり、処分庁は、本件対象文書を特定し、その一部を法５条３号に該当するとして不開示とする原処分を行った。

これに対し、審査請求人は、原処分３については、文書の再特定及び不

開示部分の開示を求め、原処分１及び原処分２については、不開示部分の開示を求めているところ、諮問庁は、原処分を維持することが妥当であるとしていることから、以下、本件対象文書の見分結果を踏まえ、本件請求文書３に係る本件対象文書３の特定の妥当性及び本件対象文書の不開示部分の不開示情報該当性について検討する。

２ 本件対象文書３の特定の妥当性について

(１) 標記文書の特定について、当審査会事務局職員をして更に確認させたところ、諮問庁は、おおむね以下のとおり補足して説明する。

ア 本件対象文書３は、基礎情報隊の担当者が、収集した情報を基に作成した資料であり、本件開示請求３時点において本件対象文書３を保有していたが、その他には、本件請求文書３に該当する文書は作成しておらず、保有もしていない。

イ 原処分３に対して提起された審査請求を受け、念のため改めて、基礎情報隊の関係部署の執務室、書棚、書庫、パソコン上のファイル及び共有フォルダ等の探索を行ったが、本件対象文書３の外に本件請求文書３に該当する文書の存在は確認できなかった。

(２) 以上を踏まえて検討すると、本件請求文書３のうち、「当該記事一覧」は作成・保有しておらず、また、本件対象文書３は、基礎情報隊において作成及び管理されており、本件対象文書３の外に本件請求文書３に該当する文書を保有していない旨の上記(１)ア及び上記第３の３(５)キの諮問庁の説明に不自然、不合理な点は認められず、これを覆すに足りる事情もない。

また、諮問庁が説明する上記(１)イの探索の範囲等について、特段の問題があるとは認められない。

したがって、防衛省において本件対象文書３の外に本件開示請求３の対象として特定すべき文書を保有しているとは認められないので、本件対象文書３を特定したことは妥当である。

３ 不開示部分の不開示情報該当性について

(１) 文書１ないし文書１９、文書２２ないし文書４０及び文書４３ないし文書４６の不開示部分について(下記(２)で判断する部分を除く。)

標記不開示部分を不開示とした理由について、諮問庁は、上記第３の１(４)ア、同２(４)ア及び同３(４)アのとおり説明する。

当審査会において標記文書を見分したところ、当該不開示部分には、当該情報資料の作成者の氏名及び階級等が記載されていると認められる。

これを検討するに、当該不開示部分は、これを公にした場合、自衛隊の情報業務に携わる隊員が特定され、情報を得ようとする者から当該隊員に対する不当な働き掛けが直接行われるおそれがあるなど、防衛省・自衛隊の任務の効果的な遂行に支障を及ぼし、ひいては我が国の安全が

害されるおそれがあると行政機関の長が認めることにつき相当の理由があると認められるので、法5条3号に該当し、不開示としたことは妥当である。

- (2) 文書2の3枚目ないし7枚目のそれぞれ一部並びに文書20、文書21、文書41、文書42、文書47及び文書48の不開示部分について

標記不開示部分を不開示とした理由について、諮問序は、上記第3の1(4)イ、同2(4)イ及び同3(4)イのとおり説明する。

当審査会において標記文書を見分したところ、当該文書は、いずれも基礎情報隊が作成した各国及び軍事科学技術に関する情報が記載された資料であると認められる。

これを検討するに、当該不開示部分(文書20、文書21、文書41、文書42、文書47及び文書48については、その名称及び数量を含む。)は、その内容に照らせば、これを公にすることにより、防衛省・自衛隊の情報関心及び情報の収集、分析能力が推察され、防衛省・自衛隊の活動を阻害しようとする相手方をして、その対抗措置を講ずることを可能ならしめるなど、防衛省・自衛隊の任務の効果的な遂行に支障を及ぼし、ひいては我が国の安全が害されるおそれがあると行政機関の長が認めることにつき相当の理由があると認められるので、法5条3号に該当し、不開示としたことは妥当である。

4 審査請求人のその他の主張について

審査請求人のその他の主張は、当審査会の上記判断を左右するものではない。

5 本件各一部開示決定の妥当性について

以上のことから、本件請求文書の各開示請求に対し、本件対象文書を特定し、その一部を法5条3号に該当するとして不開示とした各決定については、防衛省において、本件対象文書3の外に本件請求文書3の開示請求の対象として特定すべき文書を保有しているとは認められないので、本件対象文書3を特定したことは妥当であり、本件対象文書につき不開示とされた部分は、同号に該当すると認められるので、不開示としたことは妥当であると判断した。

(第1部会)

委員 中里智美、委員 木村琢磨、委員 中村真由美

別紙

1 本件請求文書

(1) 本件請求文書1 (諮問第490号)

基礎情報隊が作成したロシア、中国、朝鮮半島、米州、欧州、アフリカ、その他の地域、及び軍事科学技術に関する情報資料のうち請求受付番号2023. 9. 5ー本本B1268で特定された後に綴られた文書の全て並びに当該記事一覧。

(2) 本件請求文書2 (諮問第491号)

基礎情報隊が作成したロシア、中国、朝鮮半島、米州、欧州、アフリカ、その他の地域、及び軍事科学技術に関する情報資料のうち請求受付番号2023. 10. 11ー本本B1468で特定された後に綴られた文書の全て並びに当該記事一覧。

(3) 本件請求文書3 (諮問第706号)

基礎情報隊が作成したロシア、中国、朝鮮半島、米州、欧州、アフリカ、その他の地域、及び軍事科学技術に関する情報資料のうち請求受付番号：2023. 12. 19ー本本B1969までの開示期限の延長。(原文ママ)で特定された後に綴られた文書の全て並びに当該記事一覧。

2 特定された文書 (なお、原処分2及び原処分3の各行政文書開示決定通知書に記載された「開示する行政文書の名称」のうち、本件対象文書の開示部分と対比して明白な誤記と認められる部分は、当審査会において修正した。)

(1) 諮問第490号 (原処分1関係)

文書1 ロシア国家親衛軍庁長官、部隊への戦車及び火砲の導入を予定

文書2 アフリカにおける軍によるクーデター発生状況 (1950年～2023年) について

文書3 タイ及び中国、2国間海軍演習「藍色突撃2023」を実施 (2023年9月3日から9月10日)

文書4 中部戦区陸軍第82集団軍特戦旅団、特殊作戦課目検定を実施

文書5 韓国国家情報院、「北朝鮮、韓国反政府勢力に汚染水反対活動を指令」

文書6 ウクライナが新たな長距離ミサイルの開発を計画

文書7 ロシア国防相、セレクトー会議を実施

文書8 第79集団軍某防空旅団、民間船を利用した海上輸送訓練を実施

文書9 日米韓国防相電話会談 (2023. 9. 7)

文書10 米インド太平洋軍主催の多国間統合実動訓練「ノーザン・エッジ23-1」について

文書11 韓国、第73周年仁川上陸作戦戦勝記念行事を実施 (202

3. 9. 15)

- 文書12 アジア初！ 電磁カタパルト微小重力実験装置が試験運転開始
- 文書13 ロシア：太平洋艦隊配備予定のボレイーA級SSBNの回航について
- 文書14 空挺兵某自動車化旅団、物量投下訓練を実施
- 文書15 中国民間ロケット企業が海上発射に初成功
- 文書16 ロシア国防相、セクター会議（VTC会議）を実施（7月31日）
- 文書17 NATO、電子戦演習「ダイナミック・ガード23」を実施
- 文書18 韓国軍、「サイバー予備軍」を2025年に創設予定
- 文書19 中国軍、パワードスーツの運用を開始
- 文書20 各国データベース
- 文書21 基礎情報隊が作成したロシア、中国、朝鮮半島、米州、欧州、アフリカ、その他の地域、及び軍事科学技術に関する情報資料のうち請求番号：2023. 9. 5-本本B1268で特定された後に綴られた文書の全てのうち、文書1ないし文書20以外の文書

(2) 諮問第491号（原処分2関係）

- 文書22 在ウクライナ編組部隊司令官兼中央軍管区司令官モルドヴィチョフ中将、大將に昇任
- 文書23 フィリピン陸軍、インド製のブラモス対艦ミサイルの調達を計画（2023年10月）
- 文書24 日米韓海上阻止訓練、7年ぶりに実施
- 文書25 中国の有人宇宙船「神舟17号」、今月中に打ち上げへ
- 文書26 中国海軍陸戦隊、民間船を利用した海上輸送訓練を実施
- 文書27 韓国空軍基地に米空軍B-52戦略爆撃機が初着陸
- 文書28 ロシア国防相、国防相評議会の会議を実施（8月9日）
- 文書29 桂林聯勤保障センター、糧食調達ネットワークシステムを構築
- 文書30 日米韓、初めて3か国連合空中訓練を実施（2023. 10. 22）
- 文書31 EU、初の実動軍事演習を実施（MILEX23／LIVEX23）
- 文書32 NATO、年次核演習「ステッドファスト・ヌーン23」を実施
- 文書33 中国国家航天局が「嫦娥8号」関連のグローバル協力を募集
- 文書34 アマゾン、衛星インターネットサービス「プロジェクト・カ

イパー」(Project Kuiper)試験衛星の打ち上げに成功

文書35 ロシア国防相、セクター会議(VTC会議)を実施(9月5日)

文書36 5か国防衛取極(FPDA)演習「ベルサマ・リマ2023」が終了(2023年10月2日から10月20日)

文書37 第75集団軍某空中突撃旅団 海上飛行及び射撃訓練を実施

文書38 中国の宇宙ステーション宇宙科学実験サンプルが引き渡し

文書39 インド陸軍及びマレーシア陸軍、第4回年次共同演習「ハリマウ・シャクティ(Harimau Shakti)」を実施(2023年)

文書40 日米韓宇宙安全保障対話を初開催

文書41 各国データベース

文書42 基礎情報隊が作成したロシア、中国、朝鮮半島、米州、欧州、アフリカ、その他の地域、及び軍事科学技術に関する情報資料のうち請求受付番号2023.10.11-本本B1468で特定された後に綴られた文書の全てのうち、文書22ないし文書41以外の文書

(3) 諮問第706号(原処分3関係)

文書43 ロシア国防相、セクター会議(VTC会議)を実施(12月1日)

文書44 フランス陸軍、縦深地域攻撃・情報コマンドを新編

文書45 日本が「統合司令部」設置を決定 米国の戦略に沿った日米関係強化へ

文書46 中国、宇宙貨物船「天舟7号」を打ち上げ

文書47 各国データベース

文書48 基礎情報隊が作成したロシア、中国、朝鮮半島、米州、欧州、アフリカ、その他の地域、及び軍事科学技術に関する情報資料のうち請求受付番号:2023.12.19-本本B1969までの開示期限の延長。で特定された後に綴られた文書の全てのうち、文書43ないし文書47以外の文書